

第4編 復旧等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

2 県が管理する施設及び設備の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、職員等の安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害が生じた施設及び設備の修繕等の措置を講じ、応急の復旧に努めるものとする。

特に、道路、港湾、漁港、河川その他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会・経済活動において重要な役割を果たすことから、関係機関と密接な連携を図り、迅速な復旧に努めるものとする。

3 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合は、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めらる。

4 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 国における法制等の整備

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

したがって、県は、この武力攻撃災害の復旧に関する法令及び国が示す復旧方針に従って、復旧に関する措置を実施するものとする。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧を図るものとする。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定め、より迅速な復旧を行うものとする。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の請求

国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、原則として国が負担することとされていることから、県は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、次の処分を行った結果通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損失補償を行う。

- ① 救援のための特定物資の収用及び保管命令
- ② 収容施設や臨時の医療施設の開設のための土地、家屋又は物資の使用
- ③ 武力攻撃災害への対処のための土地等の一時使用又は土石、竹木等の使用若しくは収用
- ④ 警察官等による交通規制の際の車両その他の物件の破損

(2) 実費弁償

県は、医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

- ① 県は、次の援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。
 - ア 避難住民の誘導に必要な援助
 - イ 救援に必要な援助
 - ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助
 - エ 保健衛生の確保に必要な援助
- ② 県は、医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 関係書類の保存等

県は、国民保護措置の実施に要する費用の支出及び国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国に対する負担金の請求や国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の遺失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村は、その国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

6 不服申立て及び訴訟への対応

県は、国民の保護のための措置に係る不服申立て（異議申立て・審査請求）を受けた場合は、可能な限り迅速に処理するよう努めるものとする。